令和4年4月	
さいたま市農業委員会月例総会議事録	Ļ

				さい	ハたま市	i農業委員	会月例総	会議事録					
開催	年月日	-	和4年4月	月18日(月)	開催	開催場所 ときわ会館5階 小ホール						
開会	; 時刻	午前9時30分				閉会	閉会時刻 午前11時30分				分		
	議席番号		氏	名		出・欠	議席番号		氏	名		出・欠	
出	1		髙﨑	定一		出席	12		山本	博行		出席	
	2	濱野 武雄				出席	13		浅子	幹夫		出席	
	3	小島 道隆				出席	14		石川	幸利		出席	
席	4	細沼 和明				出席	15		関根	光一		出席	
	5	関口 正夫				欠席	16	髙松 佳子 出					
状	6		西形 知行			出席	17	西澤 初男				出席	
	7		石井	栄寿		出席	18	横山 敏夫				出席	
況	8		小山 吉男				19	杉山 起司				出席	
	9		小泉 孝行				20	中山 幸光				出席	
	10		井原	勇司		出席	21		小林	勝一		出席	
	11		本田	敏一		欠席							
事務局	事務	局長	田中	正美	農地調整	課課長補佐兼 調整係長	野本	剛司	農地調	整課主任	阿久津	正浩	
	副理	副理事		公男	農業振	興課係長	宇根	義雄	農地調	整課主事	藤田	亮輔	
	農業振	興課長	石川 秀徳 農業振		興課主査	野口	剛誉						
	農地調	整課長	髙橋 潔 農業振			興課主査	立澤	裕介					
議	議案	医第1号 農地法第3条の規定による				5許可申請	情について	-					
	議案	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について										
时文	議案	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について										
	議案	第4号	農業経営	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について									
	議案	議案第5号 生産緑地に係る農業従事状況の認定について											
案	議案	議案第6号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について											
	議案	案第7号 相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について											
	議案	議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について											
	議案第9号 農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見(さいたま中央地区)												
	・農地法第3条の3の規定による届出について												
報		・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について											
告		・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について											
事	・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良の届出(市街化調整区域)について												
項	• 2a=	・2a未満農業用施設の届出について											

・営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告

1 開 会

石川会長職務代理者

只今から、令和4年4月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。

本日は関口委員が欠席されておりますので、わたくしが議長を務めて頂きます。よろしくお願い申し上げます。

農業委員の任期が残り1年になりました。審議以外の行事がほとんどできないコロナ禍ではありますが、引き続きよろしくお願いいたします。

はじめに、「蔓延防止等重点措置」の解除に伴い、感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した 議案説明をお願いいたします。

次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いする ものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、 皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。

2 会議成立の報告石川会長職務代理者

月例総会成立の報告をいたします。

農業委員21名中、本日は関口委員、本田委員が欠席されておりますので、出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。

3 署名委員の指名 石川会長職務代理者

議事録署名委員として、

議席番号8番 小山 委員 議席番号9番 小泉 委員

を指名します。よろしくお願いいたします。

4 議案審議

議

長

それでは議案審議に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。

番号1番、2番、指扇地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号1番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

申請地は、市立指扇中学校の西1.8kmに位置する、水田の広がる地域の田です。

通作距離は、550mです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。

作付計画は、水稲の予定で、問題ないものと思われます。

続きまして、番号2番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

申請地は、市立指扇中学校の西1.8㎞に位置する、水田の広がる地域の田です。

通作距離は、550mです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。

作付計画は、水稲の予定で、問題ないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号3番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。

小 林 委 員

番号3番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

申請地は、市立和土小学校の東2.2kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。

通作距離は、500mです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。

作付計画は、コマツナの予定で、問題ないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

小泉委員

番号1番ですが、所有権の移転を受けた方が88歳と高齢ですが、後継者など一緒にやっている方がいるかお伺いします。

議長

後継者は60歳で、会社員とのことです。

奥さんからは、できればやめてほしいと言われております。しかしご本人は農地が荒れるのを心配し、何としても耕作したいという意欲を持っていますので、よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第1号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。

各 委 員

一 総 員 賛 成 一

議長

総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。

議長 「 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。

番号1番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。

西澤委員

番号1番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立七里小学校の東240mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、貸駐車場です。

申請理由は、近隣企業及び近隣住民等からの要望により貸駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、高さ0.25mの新設鋼板土留及び高さ1.0mの既設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2番、大久保地区、髙﨑委員、議案説明をお願いいたします。

髙 﨑 委 員

番号2番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立大久保小学校の南80mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、貸駐車場です。

申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、既存コンクリートブロック2段から4段積及び高さ0.6m~1.4mのフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

以上、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

各 委 員

一 総 員 賛 成 一

議長

総員賛成でございます。

議案第2号について、許可することと決定いたします。

議

長

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。

番号1番、番号2番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いします。

小島委員

番号1番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立植水中学校の東100mに位置し、道路によって区画された街区 面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、資材置場及び駐車場です。

申請理由は、現在、市内で防水工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場の契約終了に伴い、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、高さ3.0mの新設万能鋼板により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号2番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立植水中学校の東130mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、資材置場です。

申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭となったことから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段積、既設コンクリートブロック2 段積及び高さ1.0mのネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号3番、指扇地区ですので、私から議案説明をいたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、北部配水場の南西300mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、田畑転換の農地改良です。

申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。

作付計画は、ネギ、ハクサイ、カボチャを作付けする予定です。

一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号4番、大宮地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。

山本委員

番号4番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立宮前中学校の西650mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、資材置場及び駐車場です。

申請理由は、現在、市内で配管材料、住宅設備機器の卸売業を営んでいるが、業務拡大に伴い既存の資材置場及び駐車場が手狭になることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、新設コンクリートブロック2~5段積及び既設コンクリートブロック2~5段積により、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号5番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小 山 委 員

番号5番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、片柳コミュニティセンターの西450mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。

申請理由は、現在、市内で解体業を営んでいるが、既存資材置場及び駐車場が手 狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、高さ1.0~1.8 mの既設コンクリートフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号6番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号6番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農振農用地です。

申請地は、さいたま市立病院の北西830mに位置する、見沼田圃内の農振農用地です。

転用目的は、畑地改良の農地改良です。

申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。

作付計画は、サトイモ、ネギ、ピーマンを作付けする予定です。

一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長しな

ありがとうございました。

続きまして、番号7番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。

横山委員

番号7番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、県立浦和東高等学校の南西310mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、資材置場及び駐車場です。

申請理由は、現在、都内で建設資材のリース業を営んでいるが、事業拡大により 新規に資材置場及び駐車場が必要となったことから、申請地を新たな資材置場及び 駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、既存コンクリートブロック3段積及び高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長しま

ありがとうございました。

続きまして、番号8番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱 野 委 員

番号8番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立城南中学校の南西720mに位置する10ha以上の規模の一団の 農地の区域内にある第1種農地です。

転用目的は、田畑転換の農地改良です。

申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。

作付計画は、エダマメを作付けする予定です。

一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号9番、番号10番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いい たします。

井 原 委 員

番号9番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立川通小学校の東730mに位置し、道路によって区画された街区 面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、自己用住宅です。

申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、叔母所有 の土地に自己用住宅を建築するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、新設及び既設コンクリートブロック4~5段積により、被害を及 ぼさない計画です。

続きまして番号10番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立川通小学校の東730mに位置し、道路によって区画された街区 面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、叔母所有 の土地に自己用住宅を建築するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地への影響ですが、新設コンクリートブロック2~3段積により、被害を 及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 长 ありがとうございました。

続きまして、番号11番、柏崎地区ですが、本田委員欠席により、事務局、議案 説明をお願します。

事 務 番号11番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、東部環境センターの東750mに位置し、農地の規模が10ha未満で 住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、資材置場及び駐車場です。

申請理由は、現在、県内で不動産業及び古物商業を営んでいるが、事業拡大に伴 い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場及び資材置場として利用 するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、高さ0.9mの新設土留コンクリート板及び高さ2.0mの新設 鋼板により、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

次に、番号12番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関 根 委 員

番号12番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立河合小学校の南西380mに位置し、道路によって区画された街 区面積に占める住宅等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、駐車場です。

申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、既存駐車場を返却したことか ら新たな駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画 です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

長 議

ありがとうございました。

続きまして、番号13番から番号17番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお 願いいたします。

中山委員

番号13番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立慈恩寺中学校の北360mに位置し、農地の規模が10ha未満で 住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、事務所兼用住宅です。

申請理由は、現在、市内で設備工事業を営んでおり、事務所兼用住宅の建築を計 画しているが、申請地を利用することで接道要件を満たし有効な開発計画とするた めです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、新設コンクリートブロック1~3段積により、被害を及ぼさない 計画です。

続きまして番号14番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立慈恩寺中学校の北360mに位置し、農地の規模が10ha未満で 住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、資材置場及び駐車場です。

申請理由は、現在、市内で塗装業を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地を新た な駐車場及び資材置場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画 です。

続きまして番号15番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、県立岩槻北陵高等学校の南東180mに位置し、農地の規模が10ha 未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、田地改良の農地改良です。

申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。

作付計画は、水稲を作付けする予定です

一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして番号16番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、県立岩槻北陵高等学校の北東100mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。

転用目的は、田畑改良及び畑地改良による農地改良です。

申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。

作付計画は、カキを作付けする予定です。

一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして番号17番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、学校法人開智学園の北100mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、田畑転換及び畑地改良の農地改良です。

申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。

作付計画は、ミニハクサイ、オレンジカリフラワーを作付けする予定です。

一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

髙 松 委 員 番号11番について伺います。

新設鋼板高さ2mとありますが、結構高いと思います。周辺農地への日当たりへの影響がないか教えてください。

事 務 局

隣接農地の作付けに関する日照の影響についてのご指摘だと思いますが、譲受人は以前野田地区でも同じように資材置場への転用実績があり、現在も管理しております。そこと同じように、鋼板で囲う施工になる予定です。周辺に農地はありますが、施工方法について、異論が出たことはないようです。

仮に隣の方から苦情があった際には、両者の合意の上、対応することになると思います。

議 長 ありがとうございました。

他に何かございますか。

質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 総員賛成でございます。

議案第3号について、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第 2項の規定による意見決定について審議いたします。

先に番号33番を審議いたします。

この案件は、浅子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31 条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。

浅子委員は審議終了まで退出をお願いいたします。

一浅子委員退席一

議 長 番号33番について、事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局 ■ 番号33番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.8㎞です。

特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第4号、番号33番について、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 総員賛成でございますので、議案第4号、番号33番について、原案どおり意見決定することといたします。

それでは、浅子委員の入室を求めます。

議 長 引き続き議案審議に入ります。

番号1番から番号9番、日進地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。

一浅子委員入室一

山本委員 番号1番についてご説明いたします。 賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

| 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま |す。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.2kmです。 特に問題はないものと思われます。

続きまして番号2番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.4kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号3番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.4kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号4番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.5kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号5番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.5kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号6番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.5kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号7番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで す。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま す。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.5㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号8番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま す。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.5kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号9番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで す。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、牧草です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.5kmです。

特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

長

ありがとうございました。

続きまして、番号10番、番号11番、大砂土地区、細沼委員、議案説明 をお願いいたします。

細 沼 委 員

番号10番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.5㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号11番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで す。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.5㎞です。

特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

議

長

ありがとうございました。

続きまして、番号12番から番号25番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小 山 委 員

番号12番についてご説明いたします。

賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、ネギです。申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.5kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号13番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。特に問題はないものと思われます。

続きまして番号14番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。特に問題はないものと思われます。

続きまして番号15番についてご説明いたします。

使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、ネギです。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は9.1kmです。 特に問題はないものと思われます。

続きまして番号16番についてご説明いたします。

使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、エダマメです。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は8.5㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号17番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.8㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号18番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおり です。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、ホウレンソウ、エダマメです。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.6㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号19番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号20番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおり です。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、新規就農のためで、通作距離は7.0kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号21番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、新規就農のためで、通作距離は7.5kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号22番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、新規就農のためで、通作距離は7.4kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号23番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりです。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、新規就農のためで、通作距離は7.3kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号24番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、新規就農のためで、通作距離は7.3kmです。 特に問題はないものと思われます。

続きまして番号25番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおり

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま

作付計画は、水稲です。

申請目的は、新規就農のためで、通作距離は6.4㎞です。

特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

長

続きまして、番号26番から番号32番号、三室地区、西形委員、議案説 明をお願いいたします。

西形委員

番号26番についてご説明いたします。

賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、エダマメ、ホウレンソウです。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.7~6.3kmです。 特に問題はないものと思われます。

続きまして番号27番についてご説明いたします。

使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のと おりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、ネギです。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.0㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号28番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで す。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、植木です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は7.3kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号29番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、植木その他です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は8.7㎞です。

特に問題はないものと思われます。

議

続きまして番号30番についてご説明いたします。

賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、ネギです。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.8㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号31番についてご説明いたします。

賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、植木です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.0㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号32番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、ナスです。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.0kmです。

特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号34番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。

浅 子 委 員

続きまして番号34番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、花木苗木、果樹苗木です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.8㎞です。

特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号35番、川通地区、井原委員、説明をお願いします。

井 原 委 員

番号35番についてご説明いたします。

使用貸借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.8kmです。 特に問題はないものと思われます。

作付計画は、水稲です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号36番から番号40番、河合地区、関根委員、議案説明 をお願いいたします。

関 根 委 員

番号36番についてご説明いたします。

使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は353mです。 特に問題はないものと思われます。

続きまして番号37番についてご説明いたします。

賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は460mです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号38番についてご説明いたします。

賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は500mです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号39番についてご説明いたします。

使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5kmです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号40番についてご説明いたします。

賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.4㎞です。

特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

続きまして、番号41番から番号46番、慈恩寺地区、中山委員、説明をお願いします。

中山委員

番号41番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.1㎞です。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号42番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

| 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っておりま |す。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は800mです。 特に問題はないものと思われます。

続きまして番号43番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は730mです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号44番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は690mです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号45番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は630mです。

特に問題はないものと思われます。

続きまして番号46番についてご説明いたします。

賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、水稲です。

申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.1㎞です。

特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。

質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

小 林 委 員

番号20番から25番について伺います。

譲受人である特定非営利活動法人が、新規で合計約17,000㎡の耕作とのことです。新規で1町7反という大規模ですが、栽培経験はあるのでしょうか。また、栽培をアシストする経験者はいるのでしょうか。通作距離も、5km~8kmと長距離移動となります。耕作放棄地を耕作してくれるのはありがたいですが、大丈夫なのか不安です。

小 山 委 員

ご指摘のとおり、私も当初心配しました。

本申請については、昨年から話があったものです。

本当にできるのか不安はありました。

まず、浦和の農機具屋と契約し、農機具はしっかり揃えております。

大型トラックを所有し、トラクターを運ぶことができます。

無農薬あるいは低農薬農法で、深く水を張った栽培をしたいとのことで

す。栽培については、これまで勉強してきたとのことです。 新規で1町7反という大規模で問題ないかを確認したところ、もっと広い 面積をやりたいとのことでした。少ない面積だと採算が合わないそうです。

無農薬栽培だと高く買ってもらえるそうです。

| 栽培方法は教えてもらっております。田の一角で苗代をやるとういこと

で、相当知識があるようです。

以上を踏まえ、耕作は大丈夫だと思っております。

西形委員

私も小林委員と同様の心配をしておりました。今の説明を聞いて理解しました。また、遊休農地を解消してもらえるということで、是非期待したいと思います。

「特定非営利活動法人」について、法人としての仕組みを教えてください。

事 務 局

法人の仕組みについて、詳しくは存じておりません。

人格として NPO法人というものが、利用権設定の相手方になれるのかについてですが、農業政策課に認定農業者の申請を行っております。農業政策課に確認したところ、認定されるとのことでした。担い手、人格として、この法人が基本構想に合致したので、今回の申請に至りました。

西形委員

NPO法人が農業に関わって、どのようなメリットがあるのでしょうか。 あえてNPO法人になって、農業に参入する意味を教えてください。

小 山 委 員

NPO法人が農業に参入する理由ですが。 私もNPO法人の方と接しております。 彼らは、農業をやることを生きがいとしています。 子供たちと一緒に土いじりをしたり、農作業をしています。

また、つくったものを食べたり、ワラで何かをつくったりすることもできます。

利益よりも子供たちと楽しみながら活動したいといいます。また、見沼の景観を維持していきたいと考えています。

私もアドバイザーとして手伝っています。

営利よりも楽しみを重視し、なおかつ後世に景観を残していきたいという 考えの人が多いようみえます。

事 務 局

法人として認定農業者の申請をしているということです。

認定農業者は、5年後の収入の目標値を定めます。

非営利活動法人なので、目標金額を達成するのが難しい状況にあります。 農業政策課と相談したところ、収入面についてはあまり求めないことにしたと聞いてます。 農業政策課が認定することにしたので、今回の申請に至りました。

西形委員

補助金などが出るということがあるのでしょうか。

農業に取り組む、農地を残していきたい、子供たちに農業を体験させたいという純粋な気持ちなのでしょうか。

なんらかの補助金があるのであれば、それを目当てにしていることはないのでしょうか。そうであれば、農業委員会としても配慮しなければならないと思いました。

事 務 局

補助金についてですが、認定農業者になると、機械購入の一部補助を受けられるものもあります。

NPO法人の水野さんとお話しした際、認定農業者になるメリットとして 説明したことはあります。現時点で、機械補助の申請をしているという情報 は入っておりません。

仮に補助金を申請された際には、しっかりと審査されると思います。

本法人が認定農業者になった際には、先の補助金の活用も可能と思われます。

小 山 委 員

番号41番から番号46番について伺います。

新規設定10年ということですが、面積をみると、1町を借りることになっています。

新規ということですが、今まで誰が耕作していて、現在どうなっているのか教えてください。

中山委員

現在、慈恩寺地区の推進委員をやっている方が、30年前から耕作しています。新たに利用権設定をする目的で、10年設定ということでの申請です。

小 林 委 員

番号20番から25番について伺います。

先ほどの特定非営利活動法人ですが、主にどのような活動をしているのか 教えてください。

認定農業者ということは、農業者となることですが、農地を取得できるのでしょうか。

事 務 局

活動内容については、先ほど小山委員からの説明のとおりの内容を本人たちから聞いております。

法人登記等の内容については、手元に資料がないためお伝えできません。 活動方針については、先ほど小山委員からの説明のとおりですので、ご理解ください。

特定非営利活動法人が農地取得できるかにつきましては、法人取得が例外的に認められているのが、社会福祉法人、学校法人、医療法人です。

NPO法人が農地を取得できるかについてですが、可能性はありますが、 NPO法人がどのような法人かによります。

どのような活動をしていて、その活動の目的に合って農地を5年なり借り て、取得するのであれば、可能性であるということです。 どのような活動をしているかによります。 活動内容により、取得できないNPO法人もあるということです。 ありがとうございました。 議 長 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号33番を除く議案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。 各 委 員 一 総 員 賛 成 一 総員賛成ですので、議案第4号について、原案どおり意見決定することと 議 長 いたします。

議 続きまして、議案第5号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について 審議いたします。 番号1番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。 番号1番についてご説明いたします。 西 澤委員 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者が体調を崩し、農業を継続することが不可能になったことに伴 い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 議 長 続きまして、番号2番、大門地区、石井委員、説明をお願いいたしま 番号2番についてご説明いたします。 石 井 委 員 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴 い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 長 ありがとうございました。 議 続きまして、番号3番、河合地区、関根委員、説明をお願いいたしま す。 番号3番についてご説明いたします。 関 根委員 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者が体調を崩し、農業を継続することが不可能になったことに伴 い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 議 長 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。 各 委 一 総 員 賛 成 一 員

総員賛成でございます。

議案第5号について、認定することと決定いたします。

議

長

続きまして、議案第6号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適 議 用を受けるための適格者証明願について審議いたします。 番号1番から番号6番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区 審議会において案件説明をしております。 議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がござい ましたら挙手をお願いいたします。 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。 各 委 一 総 員 賛 成 一 員 総員賛成でございますので、議案第6号の案件について、原案どおり証明 議 長 することといたします。

議 続きまして、議案第7号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営 を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。 番号1番から番号9番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区 審議会において案件説明をしております。 議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がござい ましたら挙手をお願いいたします。 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います 議案第7号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。 各 委 一 総 員 賛 成 一 員 総員賛成でございますので、議案第7号の案件について、原案どおり証明 議 長 することといたします。

議 長 続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いた します。

番号1番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局 議案書81ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。

こちらにつきましては、議案4号番号13番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の82ページをご覧ください。

周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号2番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、議案書81ページの配分計画(案)の番号2番をご覧ください。

こちらにつきましては、議案4号番号13番及び14番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の83ページをご覧くださ

周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

細 沼 委 員
 参考として、譲受人お二方の年齢を教えてください。

事 務 局 一人目の方は65歳です。 二人目の方は約70歳です。

細 沼 委 員 私の地域でも75歳ぐらいだと、10年間と長いので不安になってしまいます。最終的に6年になりました。 ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第8号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。 賛成の方の挙手を求めます。

 各 委 員
 一 総 員 賛 成 一

 議
 長 総員賛成でございます。

 議案第8号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

議		長	続きまして、議案第9号、農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見(さいたま市中央地区)について審議します。
			それでは事務局より補足説明をお願いします。
事	務	局	事務局より補足説明をさせていただきます。 農地利用集積計画(案)に対する意見(さいたま中央地区)についてで す。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促 進法第18条第3項の各号を満たしているものですので、ご審議のほどよろ しくお願いします。
議		長	ありがとうございました。 議案第9号、農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見(さいたま市中央地区)について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
			質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第9号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。
各	委	員	— 総 員 賛 成 —
議		長	総員賛成でございます。 議案第9号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

ı

5 報告事項

議

長

本日の議案審議は、以上です。

続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。

事務局お願いいたします。

事 務 局

お手元の資料をご覧ください。 令和4年3月分報告事項です。

農地法第3条の3の規定による届出でございます。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。

農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。

農地改良の届出(市街化調整区域)でございます。

2 a 未満農業用施設の届出でございます。

営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてでございます。

議長

ありがとうございました。

意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。

ないようでございますので、閉会のご挨拶をいたします。

6 閉会宣言

議

長

本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。

これをもちまして、令和4年4月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。